

コロナ困窮者にも適用されることになりました
自然災害債務整理ガイドライン

相談料無料

電話相談

12月1日（火曜日）

13:00～16:00

☎ 096-312-3451

通話料金をご相談者様のご負担となります。

平成28年4月の熊本地震発生以後に、大規模災害に被災された皆様には、『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（被災ローン減免制度）』により、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができるようになりました。

今般、この自然災害債務整理ガイドラインが**新型コロナウイルス感染症**の影響で、個人・個人事業主の方々に、住宅ローンに加え、カードローン等のその他の債務の返済にお困りの方にも適用されることになりました（**一定の要件を満たす必要があります。**）。

熊本県弁護士会では、上記日時に、新型コロナウイルス感染症の影響で生活や事業継続に困窮されておられる方のために、本ガイドラインの利用のため電話相談を実施します。

是非ご利用ください。

お問合せ

共催 熊本県弁護士会

☎096-325-0913

☀ 法テラス熊本

☎0570-078365